



# 第19回定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2023年12月20日（水曜日）

午前10時

（受付開始は午前9時30分を予定しております）

## 場所

東京都中央区京橋2丁目1番3号

京橋トラストタワー4階

トラストシティ カンファレンス・京橋

## 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

証券コード 3918  
2023年12月4日  
(電子提供措置の開始日 2023年11月28日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目21番19号  
P C I ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 横 山 邦 男

## 第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第19回定時株主総会招集ご通知」及び「第19回定時株主総会その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。  
当社ウェブサイト株主総会ページ [https://www.pci-h.co.jp/ir/shareholders\\_meeting.html](https://www.pci-h.co.jp/ir/shareholders_meeting.html)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。  
東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、[銘柄名(会社名)]に「P C I ホール  
ディングス」又は[コード]に当社証券コード「3918」を入力・検索し、「基本情報」、  
「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主  
総会資料」欄よりご確認ください。



なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類  
をご検討のうえ、議案に対する賛否をインターネット又は書面にてご表示いただき、2023年12  
月19日(火曜日)午後5時30分までに行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年12月20日（水曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都中央区京橋2丁目1番3号 京橋トラストタワー4階  
トラストシティ カンファレンス・京橋  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第19期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第19期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                    |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                   |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | ストック・オプションとして新株予約権を発行する件   |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権の代理行使をされる場合は、代理人は議決権を行使することができる株主の方1名に限ります。この場合代理権を証明する書面を当社にご提出願います。
  - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
    - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
    - ③ 会社の現況の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- 従いまして、本招集ご通知は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

**当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。**

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年12月19日（火曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

##### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案し、第19期の期末配当は、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 17円 配当総額は171,319,455円

なお、中間配当金として1株につき金16円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金33円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年12月21日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や、社会のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第14条に第3項を新設するものであります。

なお、本議案における定款変更に関しては、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(招集及び招集者) 第14条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集する。 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。 <新設>	<現行どおり>  <現行どおり>  <u>3 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	あまの とよみ 天野豊美 (1949年2月9日生)	1975年4月 日本エヌ・シー・アール(株) (現日本NCR(株)) 入社 1996年1月 同社 常務取締役 2005年4月 (株)M&S (現当社) 設立 代表取締役社長 2012年9月 P C I ソリューションズ(株) 代表取締役社長 2017年12月 当社 代表取締役会長 2018年9月 V S E (株) (現(株)プリバテック) 代表取締役会長 2019年12月 P C I ソリューションズ(株) 代表取締役会長 (現任) 2020年1月 (株)プリバテック 取締役会長 2020年12月 (株)リーふねっと 取締役 2020年12月 当社 代表取締役会長兼社長 2021年1月 (株)ソード 会長 2021年5月 (株)インフィニテック (現(株)プリバテック) 代表取締役社長  2021年12月 (株)プリバテック 会長 (現任) 2022年4月 当社 代表取締役会長 (現任)	17,689株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>天野豊美氏は、当社創業者であり、当社の経営において卓越したリーダーシップと決断力、適切な指揮により当社を成長させてまいりました。また、情報サービス業界における豊富な経験と実績、経営全般に関する知見と能力を有していることから、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	よこやま くにお 横山邦男 (1956年8月4日生)	1981年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 2006年2月 日本郵政(株) 執行役員 2007年10月 同社 専務執行役 2009年10月 (株)三井住友銀行 執行役員 2011年4月 同行 常務執行役員 2013年5月 三井住友アセットマネジメント(株)(現三井住友DSアセットマネジメント(株)) 副社長執行役員 2013年6月 同社 取締役副社長兼副社長執行役員 2014年4月 同社 代表取締役社長兼CEO 2016年6月 日本郵便(株) 代表取締役社長兼執行役員社長 日本郵政(株) 取締役 2021年4月 当社 顧問 2021年12月 (株)ソード 取締役会長(現任) 2021年12月 当社 取締役 2022年4月 当社 代表取締役社長(現任)	5,215株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>横山邦男氏は、長年に亘る金融機関での勤務で培った専門的な知識と企業経営全般に関する幅広い知見と豊富な実績を有しております。2022年4月に当社の代表取締役社長に就任して以来、取締役会議長として取締役会を適切に運営し、取締役会の機能を高めるとともに、強いリーダーシップで当社グループの経営を指揮しております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	ほりべ やすひろ 堀部保弘 (1956年7月18日生)	1981年4月 (株)三菱総合研究所 入社 2008年12月 同社 執行役員ソリューション事業本部統括室長 2011年1月 JDAソフトウェア・ジャパン(株) 入社 2017年4月 SAPジャパン(株) 入社 2018年6月 (株)テクノスジャパン 取締役(現任) 2018年10月 P C Iソリューションズ(株) 執行役員 企画・ソリューション営業統括事業本部長 2019年12月 同社 代表取締役社長 2020年12月 当社 常務取締役 2022年12月 当社 専務取締役 2023年10月 当社 専務取締役戦略推進本部長(現任) (重要な兼職の状況) (株)テクノスジャパン 取締役	9,484株
取締役候補者とした理由 堀部保弘氏は、当社グループの属する情報サービス業界での豊富な業務経験を有しております。同氏の豊富な経験と企業経営に関する幅広い見識を活かして、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	いぐち なおひろ 井口直裕 (1972年8月21日生)	1996年4月 (株)フューチャー・テクノロジー (現サイオステク ノロジー(株)) 入社 2008年1月 当社 転籍 経営企画室マネージャー 2009年10月 当社 経営企画室長 2015年12月 当社 取締役管理本部長 2016年12月 (株)シスウェーブ (現(株)プリバテック) 取締役 2017年2月 当社 取締役経営企画本部長 (現任) 2017年8月 (株)シー・エル・シー (現P C Iソリューションズ (株)) 取締役 2018年6月 Safer Connected World(株) (現P C Iソリュー ションズ(株)) 取締役 2019年5月 (株)インフィニテック(現(株)プリバテック) 取締役 2021年1月 (株)ソード 監査役 (現任)	42,785株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>井口直裕氏は、当社入社以来企画・管理部門に携わり、経営企画室長を経て経営企画部門全般を管掌する取締役にな就任しております。企画・管理部門での豊富な経験と知見を有していることから、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	すぎぞの かずや 杉  菌  和  也 (1969年1月1日生)	1993年4月  広石会計事務所  入所 1995年1月  (株)スリーエフ  入社 1996年2月  (株)フューチャー・テクノロジー (現サイオステク ノロジー(株))  入社 2007年4月  当社  管理部マネージャー 2008年4月  当社  財務・経理室長 2012年6月  P C I ソリューションズ(株)  取締役 2016年11月 (株)シスウェーブ (現(株)プリバテック)  監査役 2017年7月  (株)シー・エル・シー (現P C I ソリューションズ (株))  監査役 2017年12月 (株)リーふねっと  監査役 2017年12月  当社  執行役員  財務・経理室長 2018年2月  当社  執行役員  財務・経理本部長 2018年9月  V S E (株) (現(株)プリバテック)  監査役 (現任) 2020年6月  (株)インフィニテック (現(株)プリバテック)  監査役 2020年12月  当社  取締役管理本部長 (現任)	21,831株
取締役候補者とした理由 杉菌和也氏は、長年に亘る財務・会計及び管理部門での豊富な業務経験と部門統率力を有しており、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	おの たねき 小野種紀 (1956年10月15日生)	1988年9月 米国サリヴァン・アンド・クロムウェル法律事務所 入所 1997年7月 ゴールドマン・サックス証券 ヴァイス・プレジデント 2000年11月 同社 マネージング・ディレクター 2004年11月 同社 パートナー・マネージング・ディレクター 2011年10月 (株)三井住友銀行 執行役員 2015年1月 S M B C日興証券(株) 常務執行役員 2016年3月 同社 常務取締役 2017年1月 日本郵便(株) 専務執行役員 2017年6月 トールホールディングス 取締役 2018年6月 トールエクスプレスジャパン(株) 取締役 2018年10月 J P トールロジスティクス(株) 代表取締役 2021年4月 日本郵政(株) 専務執行役員 2021年4月 日本郵政キャピタル(株) 代表取締役社長 2022年12月 当社 社外取締役 (現任) 2023年3月 (株)A V I L E N 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)A V I L E N 社外取締役	-株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 小野種紀氏は、長年に亘る金融機関での勤務で培った専門的な知識・業務経験に加えて、複数の企業で経営者としての実績を有しております。特にM&Aや新規事業の創出、事業戦略の策定に精通しております。これらの経験等を活かして、経営全般の監視及び幅広い視野からのM&A戦略や新規事業の創出、投資家との対話の充実に向けた有効な助言を行っていただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者としていたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社の株式数には、2023年9月30日現在における役員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。(1株未満切捨表示)
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告36頁をご参照ください。
4. 小野種紀氏は、社外取締役候補者であります。
5. 小野種紀氏の当社社外取締役就任期間は本總會終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、小野種紀氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、小野種紀氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は、小野種紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。小野種紀氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス (予定)

(注) 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	役職・地位	有している専門性・経験／期待する分野						
		企業経営	事業戦略	IT・デジタル技術	新規事業・M&A	グループ管理	財務/会計/税務	ガバナンス/コンプライアンス/リスク管理
天野豊美	代表取締役会長	○		○	○			
横山邦男	代表取締役社長	○	○		○			
堀部保弘	専務取締役	○	○	○				
井口直裕	取締役	○			○	○		
杉藪和也	取締役					○	○	○
小野種紀	社外・独立・取締役	○	○		○			
太平博一	社外・独立・監査等					○	○	○
高原明子	社外・独立・監査等		○		○			○
野村昌弘	社外・独立・監査等				○		○	○
坂栄鷹子	社外・独立・監査等							○

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。

※各取締役が有する専門性や経験のうち主なもの最大3つに「○」印をつけております。

#### 第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の理由等により取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2020年12月18日開催の当社第16回定時株主総会において年額350百万円以内にご承認いただいております。また、2018年12月20日開催の当社第14回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関して支給される金銭報酬債権は年額50百万円以内にご承認いただいておりますが、本株主総会の開催日から1年以内に限り、これらの報酬枠とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する報酬等として年額20百万円以内として新株予約権を割り当てることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となりうる取締役の員数は社外取締役1名を除く5名となります。

#### 1. 特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行することが必要な理由

当社の取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的とする。

#### 2. 新株予約権の上限

1,000個を上限とする。

このうち、当社取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に付与する新株予約権は200個、当社執行役員及び従業員、当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対しては800個を本株主総会の開催日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。なお、上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

#### 3. 新株予約権を行使することができる期間

割当決議日後2年を経過した日から当該決議日後6年を経過する日までとする。

#### 4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本株主総会終結後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

#### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下 i、ii、又は iii のいずれかの事由が生じたときは、各項目記載の調整による

行使価額に新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1 円未満の端数を切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

## 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

## 8. 新株予約権の取得条項

- (1) 以下の i、ii、iii、iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
  - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権者が、下記11.(1)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

## 9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会

社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記4. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ii 再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11. に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

12. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

13. 新株予約権の付与を相当とする理由

当社は、上記「1. 特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行することが必要な理由」に記載の目的に加えて、新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は1.0%程度とその希薄化率は軽微であることを勘案し、本新株予約権の付与について相当であると判断しております。なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告37頁に記載のとおりであります。本議案に基づく新株予約権の付与は当該方針に沿うものであるため、本議案をご承認いただいた場合にも当該方針を変更することは予定しておりません。

以 上

# 事業報告

(2022年10月1日から)  
(2023年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行され、各種政策・行動制限の緩和により、経済活動の正常化に向けた動きが進みました。一方で、ウクライナ情勢をめぐる地政学リスクの長期化、エネルギー資源や原材料の価格高騰、円安による物価の上昇等により、依然として先行き不透明な状況下で推移いたしました。

当社グループが属する情報サービス産業におきましては、ICT、IoT、人工知能(AI)等の先端技術を活用したデジタルトランスフォーメーション(DX)が急速に進展し、それに伴うIT投資需要は堅調に推移いたしました。しかしながら、IT人材不足は常態化しており、特に先端IT人材の確保とリスクリングによる技術力向上が課題となっております。

このような状況下において、当社グループは、継続的な新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ、2023年9月期を最終年度とした中期経営計画「PCI-VISION 2023」を推進してまいりました。既存事業においては目標達成に向けて着実な推進を図るとともに、経営の合理化を目的としたグループ内再編を実施し、2022年10月1日付にてPCソリューションズ株式会社(存続会社)による株式会社シー・エル・シーの吸収合併を行いました。また、新たな事業領域の獲得や拡充を企図して、2023年1月に生鮮流通業向けシステム開発事業及びERPソリューション事業を展開するパーソナル情報システム株式会社を、2023年7月には制御系システム開発に強みを持つ株式会社エヌエスアールを連結子会社化(孫会社)いたしました。なお、新たに連結子会社となったパーソナル情報システム株式会社の売上高及び損益は当連結会計年度の2月、株式会社エヌエスアールの売上高及び損益は7月より連結計算書類に取り込んでおります。

2022年11月には、サステナビリティ委員会が中心となって議論し、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言への賛同を表明いたしました。また、2023年6月にはマテリアリティを特定するとともに、「PCIグループ人権方針」を策定し、公表いたしました。当社は、これらに示した方針に基づき、持続的成長を目指して事業活動を推進しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は28,491百万円(前連結会計年度比13.2

%増)、営業利益は1,709百万円(前連結会計年度比18.3%増)、経常利益は1,774百万円(前連結会計年度比14.6%増)となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、当社連結子会社であった株式会社リーふねっとの全株式の譲渡による関係会社株式売却益を特別利益として計上した他、保有する有価証券のうち簿価に比べて実質価額が著しく下落したものについて投資有価証券評価損を特別損失として計上したこと等により、1,008百万円(前連結会計年度比56.8%増)となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

#### (ITソリューション事業)

ITソリューション事業につきましては、売上高は23,120百万円(前連結会計年度比12.7%増)となり、セグメント利益は1,160百万円(前連結会計年度比17.0%増)となりました。

以下では、ITソリューション事業における概況と売上高を主要区分別に示します。

##### ・エンベデッドソリューション

ソフトウェア開発においては、CASE(※)による次世代モビリティの牽引により、自動車及び重機・建機関連案件が堅調に推移した他、カメラ・センサー系開発案件、通信・専用装置開発案件が増大いたしました。ハードウェア開発においては、前連結会計年度からの部材高騰による影響が継続いたしました。徐々に販売価格の適正化が進み、収益性改善の兆しが見られました。また、医療向けシステムの大型案件を受注し、売上に寄与いたしました。

以上の結果、売上高は13,260百万円(前連結会計年度比6.7%増)となりました。

##### ・ビジネスソリューション

企業の継続的なデジタル化・DXの推進加速を背景に、産業・流通向け及び金融向けソフトウェア開発案件が堅調に推移した他、キitting業務等の請負案件が収益に寄与いたしました。また、新たに連結子会社となったパーソナル情報システム株式会社の業績を第2四半期連結累計期間の2月より、株式会社エヌエスアールの業績を第4四半期連結累計期間の7月より計上しており、パーソナル情報システム株式会社が展開する生鮮流通業向けソリューション等が収益の拡大に貢献いたしました。

以上の結果、売上高は9,860百万円(前連結会計年度比21.8%増)となりました。

(IoT/IoEソリューション事業)

IoT/IoEソリューション事業につきましては、売上高は2,933百万円(前連結会計年度比21.4%増)となり、セグメント利益は341百万円(前連結会計年度比40.8%増)となりました。

利益率の高い事業者識別番号を活用した通信事業が収益に大きく寄与した他、重機・建機向けIoT関連開発が堅調に推移いたしました。また、これまで研究開発を進めてきたAI画像認識等の要素技術を活用したAIカメラ画像解析システムを開発し、売上に寄与いたしました。

(半導体トータルソリューション事業)

半導体トータルソリューション事業につきましては、売上高は2,505百万円(前連結会計年度比7.8%増)となり、セグメント利益は228百万円(前連結会計年度比1.2%増)となりました。

当連結会計年度の前半は世界的な半導体需要の停滞感がありましたが、インフラ・IoT等に係る半導体潜在需要は引き続き強く、LSI設計・テスト開発における引き合いが継続したことに加え、グループ企業間及び協業企業との連携による案件の継続受注等、総じて堅調に推移いたしました。

(注) 上記に用いられている用語の説明は以下のとおりであります。

(※) C A S E : 「Connected」 「Autonomous」 「Shared」 「Electric」 の頭文字を取った造語。

## 事業別売上高

事業区分	第 19 期 (2023年9月期) (当連結会計年度)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)
ITソリューション事業	23,108	81.1
IoT/IoEソリューション事業	2,885	10.1
半導体トータルソリューション事業	2,497	8.8
合計	28,491	100.0

※上記金額は、連結損益計算書の売上高と一致しております。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は194百万円であり、その主な内容は、新商品の開発、社内設備の更新、及び事業用資産の購入によるものであります。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度における他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち、重要なものは下記のとおりであります。

(処分の状況)

当社は、2023年9月1日付で、当社の所有する株式会社リーふねっとの全株式を1,940百万円で売却しております。これにより、株式会社リーふねっと及び当該会社の子会社である株式会社トラックモGPSは、当社の連結子会社から除外されております。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 16 期 (2020年9月期)	第 17 期 (2021年9月期)	第 18 期 (2022年9月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2023年9月期)
売 上 高 (千円)	16,758,152	21,248,541	25,170,060	28,491,409
経 常 利 益 (千円)	804,823	1,208,864	1,549,229	1,774,760
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	286,904	669,801	643,104	1,008,213
1 株当たり当期純利益 (円)	34.85	76.12	63.97	100.09
総 資 産 (千円)	12,442,015	17,391,318	16,915,534	17,627,554
純 資 産 (千円)	5,427,719	7,950,172	8,374,426	9,098,650
1 株当たり純資産額 (円)	609.61	741.28	771.99	852.10

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第18期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第18期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 16 期 (2020年 9 月期)	第 17 期 (2021年 9 月期)	第 18 期 (2022年 9 月期)	第 19 期 (当事業年度) (2023年 9 月期)
営 業 収 益 (千円)	945,708	1,118,876	1,330,990	1,587,256
経 常 利 益 (千円)	449,058	460,607	631,599	900,919
当 期 純 利 益 (千円)	245,194	432,068	281,570	873,721
1 株当たり当期純利益 (円)	29.79	49.10	28.01	86.74
総 資 産 (千円)	8,876,860	11,261,424	10,715,573	10,160,995
純 資 産 (千円)	4,472,775	6,687,971	6,719,399	7,423,077
1 株当たり純資産額 (円)	541.77	662.81	663.02	732.55

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2020年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第18期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第18期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当議決権比率	主要な事業内容
P C I ソリューションズ(株)	360,000千円	100.0%	エンベデッドソリューション、 ビジネスソリューション、 IoT/IoEソリューション
(株) ソード	499,000千円	100.0%	エンベデッドソリューション、 ビジネスソリューション
(株) プリバテック	100,000千円	50.0%	エンベデッドソリューション、 半導体トータルソリューション

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社を含め6社であります。

2. 当社の完全子会社であった株式会社シー・エル・シーは、2022年10月1日付にてP C I ソリューションズ株式会社を存続会社として吸収合併いたしました。

3. 当社は、2023年9月1日に株式会社リーふねっとの株式全てを譲渡いたしました。

4. 当事業年度における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
(株)ソード	千葉県千葉市美浜区真砂 五丁目20番7号	4,208百万円	10,160百万円

#### (4) 対処すべき課題

2023年9月期は、ウィズ・コロナの環境下での経済の回復というポジティブな面があったものの、ウクライナ情勢を巡る地政学リスクの長期化、エネルギー資源や原材料の価格高騰、円安による物価の上昇等により、依然として先行き不透明な状況下で推移いたしました。このような状況の下、企業の継続的なデジタル化やDXの推進加速を背景にシステム構築需要は旺盛であり、ITソリューション事業全般は好調に推移した他、日本政府主導による半導体産業への挺入れ等を背景にLSI設計事業等の半導体製造向けの事業も堅調に成長いたしました。一方で、世界的な半導体供給不足の影響により仕入価格の高騰、部品不足等々にも悩まされた1年となりました。なお、ソフトウェア分野では、EV化の推進に伴い組込ソフトウェア分野が順調な成長を見せ、スマートシティ等の裾野の広がりも含めモビリティ分野全般で成長の兆しがありました。

2023年9月期は、中期経営計画「PCI-VISION2023」の最終年度であり、この3カ年の主要施策につきましては、2023年8月8日付公表の『統合報告書2023（2022年9月期）』（p32-p33）に記載のとおり概ね目論見どおりの成果を得ております。但し、主要施策の一つであった「サイバーセキュリティ関連事業」に関しては事業として縮小の様相が見えるため、今後の市況等々を見据えながら適切な事業判断を下していきたいと考えております。

この振り返りの中で当社は、対処すべき課題として「PCIブランドの確立不足」・「事業ポートフォリオの展開不足」・「資本効率の低迷」等を認識いたしました。これらの課題に対処する前提として「人的資本経営の取組み強化」・「技術面での先取性」が必要であると認識しております。これを踏まえ、2023年11月15日公表の2024年9月期が1年目となる中期経営計画（2024年9月期～2026年9月期）「PCI-VISION2026」では、次の4点を骨子として経営を推進し、課題の解決とそれを踏まえた成長へと舵を切る所存であります。

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| ① 「PCIだよね」の競争力強化 | ② 人的資本経営の再構築 |
| ③ サステナブルな成長の推進   | ④ 資本効率に基づく経営 |

なお、この骨子は当社の長期的な経営ビジョン「PX2032」に基づき、今中期経営計画期間を「第二創業期」として位置付け、経営の基本方針を次の4点に置いたことからの帰結でもあります。この基本方針を堅持し、長期的な成長視点を持ちつつ「ぶれない経営」を進めてまいります。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ✓ パーパス経営の実践  | ✓ 高収益体質へのシフト  |
| ✓ 人的資本経営の高度化 | ✓ サステナブル経営の深化 |

(5) **主要な事業内容**（2023年9月30日現在）

当社グループは、純粋持株会社である当社並びに情報サービス事業を営む連結子会社により構成されております。

当社グループが展開するセグメント別の事業内容は以下のとおりであります。

セグメント区分	事業区分	事業内容
ITソリューション事業	エンベデッドソリューション	自動車関連、情報家電、モバイル等の組込み制御系システムの設計・開発、組込みPC、コントローラー等の開発・製造・販売
	ビジネスソリューション	一般企業、金融機関、官公庁向けの業務システムの設計・開発及びITシステム構築、自社パッケージソフトウェア製品の企画・開発
IoT/IoEソリューション事業	IoT/IoEソリューション	組込み制御技術、アプリケーション技術等の当社グループの強みを活かしたIoTソリューションの提供、顧客企業との共同開発
半導体トータルソリューション事業	半導体トータルソリューション	半導体のテスト・設計、技術サポート

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年9月30日現在)

① 当社

本	社	東京都港区
---	---	-------

② 子会社等

P C I ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ (株)	本社 (東京都港区) 横浜事業所 (神奈川県横浜市西区) 名古屋事業所 (愛知県名古屋市中区) 大阪事業所 (大阪府大阪市中央区) 東陽町開発センター (東京都江東区) 上野開発センター (東京都台東区)
(株) ソ ー ド	本社 (千葉県千葉市美浜区) 川崎事業所 (神奈川県川崎市幸区) 神田オフィス (東京都千代田区)
(株) プ リ バ テ ッ ク	本社 (東京都港区) 川崎事業所 (神奈川県川崎市幸区) 関西技術センター (大阪府大阪市淀川区) 九州技術センター (熊本県熊本市中央区) 九州技術センター福岡オフィス (福岡県福岡市早良区) テストセンター (神奈川県川崎市中原区)

(注) P C I ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ (株) は 2023 年 10 月 23 日 付 を も っ て、東 陽 町 開 発 セ ン タ ー、上 野 開 発 セ ン タ ー を 統 合 し、品 川 開 発 セ ン タ ー (東 京 都 港 区) に 移 転 い た し ま し た。

(7) 使用人の状況 (2023年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
ＩＴソリューション事業	1,299名 ( 32名)	2名 ( △9名)
ＩｏＴ／ＩｏＥソリューション事業	43名 ( 0名)	△33名 ( △7名)
半導体トータルソリューション事業	255名 ( 25名)	36名 ( 8名)
全社 (共通)	24名 ( 0名)	1名 ( 0名)
合計	1,621名 ( 57名)	6名 ( △8名)

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者は除く。) であります。  
2. 使用人数の (外書) は人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト社員等臨時従業員の期末雇用人数であります。  
3. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、当社管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24名	1名増	46.4歳	6.07年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、グループ会社からの受入出向者数7名を含んでおります。  
2. 当社のセグメントは「全社 (共通)」 のみのためセグメント別情報の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	424百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	367百万円
株式会社三井住友銀行	337百万円
株式会社りそな銀行	263百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,322,400株
- ③ 株主数 5,319名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	806,400株	8.00%
(株) レ ス タ ー ホ ー ル デ ィ ン グ ス	585,000株	5.80%
(株) Y & U	565,800株	5.61%
P C I ホ ー ル デ ィ ン グ ス 従 業 員 持 株 会	530,282株	5.26%
関 谷 恵 美	319,600株	3.17%
岡 丈 詞	243,500株	2.42%
(株) S B I 証 券	240,957株	2.39%
(株) 三 菱 総 合 研 究 所	192,000株	1.91%
(株) イ デ リ ア ス	140,000株	1.39%
J P モ ル ガ ン 証 券 (株)	125,010株	1.24%

- (注) 1. 当社は、自己株式を244,785株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、保有している自己株式を控除して計算しております。  
 3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

- ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 当事業年度中に交付した株式報酬は譲渡制限付株式であります。

・取締役が交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く)	10,700株	5名

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年9月30日現在）

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	
発行決議日	2019年11月13日	2020年12月7日	2021年11月26日	
新株予約権の数	280個	131個	553個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 56,000株 (新株予約権1個につき200株) (注) 1	普通株式 13,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 55,300株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない	新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない	新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり 231,200円 (1株当たり 1,156円) (注) 1	新株予約権 1個当たり 127,600円 (1株当たり 1,276円)	新株予約権 1個当たり 118,700円 (1株当たり 1,187円)	
権利行使期間	2021年11月14日から 2025年11月13日まで	2022年12月8日から 2026年12月7日まで	2023年11月27日から 2027年11月26日まで	
行使の条件	(注) 2、(注) 3	(注) 2、(注) 3	(注) 2、(注) 3	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。)	新株予約権の数 39個 目的となる株式数 7,800株 保有者数 3人	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 500株 保有者数 1人	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 4人
	社外取締役(監査等委員であるものを除く)	—	—	—
	取締役(監査等委員)	—	—	—

- (注) 1. 2020年4月1日付で行った、普通株式1株を2株に分割する株式分割により「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
3. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
  
- ③ その他、新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況

(2023年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	天 野 豊 美	PCIソリューションズ(株) 代表取締役会長 (株)プリバテック 会長
代表取締役社長	横 山 邦 男	(株)ソード 取締役会長
専務取締役	堀 部 保 弘	(株)テクノスジャパン 取締役
取締役	井 口 直 裕	経営企画本部長 (株)ソード 監査役
取締役	杉 藺 和 也	管理本部長 (株)プリバテック 監査役
社外取締役	小 野 種 紀	(株)A V I L E N 社外取締役
社外取締役 (監査等委員) (常勤)	太 平 博 一	(株)地域金融研究所 取締役理事長
社外取締役 (監査等委員)	高 原 明 子	(株)プリバテック 取締役 ウォンテッドリー(株) 社外取締役 (監査等委員) (株)エニグモ 社外取締役 (監査等委員)
社外取締役 (監査等委員)	野 村 昌 弘	アヴァンセコンサルティング(株) 代表取締役 (株)ジオコード 社外監査役 日本公認会計士協会東京会 幹事
社外取締役 (監査等委員)	坂 栄 鷹 子	井垣法律特許事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役小野種紀氏、取締役太平博一氏、取締役高原明子氏、取締役野村昌弘氏及び取締役坂栄鷹子氏は、社外取締役であります。
2. 社外取締役 (監査等委員) 野村昌弘氏は公認会計士及び税理士であり、財務・会計・税務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等の環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証するため、また、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査等委員と共有するため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 当社は、取締役小野種紀氏、取締役太平博一氏、取締役高原明子氏、取締役野村昌弘氏及び取締役

坂栄鷹子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役の異動について

2022年12月21日開催の当社第18回定時株主総会において、小野種紀氏が社外取締役に、太平博一氏、野村昌弘氏及び坂栄鷹子氏が監査等委員である社外取締役に選任され就任いたしました。

6. 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動について

イ.代表取締役会長天野豊美氏は、2022年12月に当社連結子会社(株)リーふねっとの取締役を退任しております。

ロ.専務取締役堀部保弘氏は2022年12月に当社連結子会社(株)リーふねっとの取締役に就任しましたが、2023年9月に実施された当社連結子会社(株)リーふねっとの全株式譲渡に伴い、(株)リーふねっとの取締役を辞任しております。

ハ.取締役杉藺和也氏は、2023年9月に実施された当社連結子会社(株)リーふねっとの全株式譲渡に伴い(株)リーふねっとの監査役を辞任しております。

ニ.社外取締役小野種紀氏は、2023年3月に(株)AVILENの社外取締役に就任しております。

ホ.監査等委員である社外取締役高原明子氏は、2022年12月に(株)プリパテックの取締役に就任し、2023年4月に(株)エニグモの社外取締役（監査等委員）に就任しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
岡 丈詞	2022年12月21日	任期満了	当社取締役 (株)リーふねっと 代表取締役
宮原 讓	2022年12月21日	任期満了	当社社外取締役（監査等委員）
佐藤 貴則	2022年12月21日	任期満了	当社社外取締役（監査等委員） やまぶき法律事務所 代表 東京都弁護士協同組合 副理事長
牧 真之介	2022年12月21日	任期満了	当社社外取締役（監査等委員） 牧真之介公認会計士事務所 代表 税理士法人MS パートナーズ 代表社員 会計法人MS PGコンサルティング(株) 代表取締役社長 クラフト本社(株) 社外監査役 クラフトホールディングス(株) 社外監査役 (株)鹿児島プロスポーツプロジェクト 監査役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結してお

ります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役小野種紀、太平博一、高原明子、野村昌弘、坂栄鷹子の5氏につきまして、会社法第425条第1項に定める額としております。

#### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬委員会から答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、「取締役の報酬等に関する細則」に従い、各取締役の管掌範囲、実績、経験年数等を総合的に勘案し、個人別の報酬額については指名・報酬委員会で審議・検討のうえ、取締役会において決定する。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬については、当社グループの業績と各取締役の実績等に応じて賞与として支給することとする。業績指標は、各連結会計年度の売上高計画・利益計画の達成、事業の効率性の追求を目的とすることから、各連結会計年度の連結売上高、連結営業利益及び連結E B I T D A マージンとする。具体的には、当社グループの各連結会計年度の連結売上高計画、連結営業利益計画及び連結E B I T D A マージン計画に対して、一定以上の達成率となった場合に、各取締役の基本報酬（固定報酬）の月額に一定の業績計数を乗じて得られる額を基準に算定し、指名・報酬委員会で審議・検討のうえ、取締役会において決定する。

c. 非金銭報酬等に関する方針

取締役に対して中長期的に精勤インセンティブを与えることを目的として、ストック・オプションとしての新株予約権による報酬及び譲渡制限付株式報酬を付与するものとする。その総額については、株主総会決議で定められた総額の範囲内で、各連結会計年度の業績を勘案のうえ、算定するものとし、付与数は株主総会決議で定められた上限数の範囲内で、役位等に応じて、指名・報酬委員会で審議・検討のうえ、取締役会において決定する。

d. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬及び非金銭報酬は各連結会計年度の会社業績により大きく変動することから、取締役の種類別の報酬割合について、現状においては、特段定めないこととする。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役に対する基本報酬は毎月支給する。

業績連動報酬は、事業年度終了後3ヵ月以内に年1回支給する。

非金銭報酬であるストック・オプションとしての新株予約権による報酬は、事業年度終了後3ヵ月以内に年1回の付与を決議するものとし、当該決議で定められた条件並びに時期に従って支給する。また、譲渡制限付株式報酬は、原則として定時株主総会終了後3ヵ月以内に年1回の付与を決議するものとし、当該決議で定められた条件並びに時期に従って支給する。

ロ. 株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬限度額は、2020年12月18日開催の第16回定時株主総会において、年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）と決議いただいております。上記とは別に、2018年12月20日開催の第14回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の割当のために支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内とするとともに、2022年12月21日開催の第18回定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の総額を年額20百万円以内とすることにつき、決議いただいております。なお、第14回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち、社外取締役は0名）、第16回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役は0名）、第18回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役は1名）であります。

また、監査等委員である取締役に対する報酬限度額は、2018年12月20日開催の第14回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。なお、第14回定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は4名）であります。

## 八. 取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				員数 (名)
		基本金銭 報酬	業績連動 金銭報酬 賞与	非金銭報酬等		
				ストック・ オプション	譲渡制限付 株式	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	158,692 (4,500)	138,900 (4,500)	4,962 (-)	935 (-)	13,894 (-)	7 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	23,325 (23,325)	23,325 (23,325)	- (-)	- (-)	- (-)	7 (7)
合計 (うち社外役員)	182,017 (27,825)	162,225 (27,825)	4,962 (-)	935 (-)	13,894 (-)	14 (8)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記取締役の報酬等の総額には、2022年12月21日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員を除く) 1名、取締役 (監査等委員) 3名の報酬等を含んでおります。
3. 業績連動金銭報酬は、当事業年度に係る役員賞与及び役員賞与引当金繰入額を記載しております。
4. 当該業績連動金銭報酬の算定に用いた業績指標に関する実績は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 計画値	当連結会計年度 実績値	達成度	計画比
連結売上高	30,000百万円	28,491百万円	94.97%	
連結営業利益	1,800百万円	1,709百万円	94.99%	
連結EBITDAマージン	7.25%	7.36%		+0.11%

5. 2022年11月11日付「特別損失の計上に関するお知らせ」に記載した特別損失の計上に関する経営責任を明確にするため、代表取締役2名については、2022年9月期における期末賞与を不支給とし、役員賞与引当金繰入額を取り崩しております。
6. 非金銭報酬のストック・オプション及び譲渡制限付株式は制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
7. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「イ. 役員の報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、ストック・オプション報酬に係る費用計上額は0百万円 (取締役 (監査等委員を除く) 5名に対し0百万円 (うち社外取締役0名))、譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額は13百万円 (取締役 (監査等委員を除く) 6名に対し13百万円 (うち社外取締役0名)) であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小野種紀氏は、(株)A V I L E Nの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役太平博一氏は(株)地域金融研究所の取締役理事長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役高原明子氏は、(株)プリバテックの取締役、ウォンテッドリー(株)の社外取締役（監査等委員）及び(株)エニグモの社外取締役（監査等委員）であります。(株)プリバテックは当社の子会社であります。当社とその他の兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役野村昌弘氏は、アヴァンセコンサルティング(株)の代表取締役、(株)ジオコードの社外監査役、日本公認会計士協会東京会の幹事であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役坂栄鷹子氏は、井垣法律特許事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況等
取締役	小野種紀	就任後開催された取締役会16回全てに出席いたしました。出席した会議において、長年に亘る金融機関での勤務で培った専門的な知識、業務経験から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	太平博一	就任後開催された取締役会16回全てに出席、また就任後開催された監査等委員会11回全てに出席いたしました。出席した会議において、経営管理体制やリスク管理等に関する広範な知識と経験による幅広い視点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	高原明子	当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席、また監査等委員会14回全てに出席いたしました。出席した会議において、インターネットを活用した様々な事業のスタートアップに携わった経験による幅広い専門的視点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	野村昌弘	就任後開催された取締役会16回全てに出席、また就任後開催された監査等委員会11回全てに出席いたしました。出席した会議において、主に財務・会計等に関し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	坂栄鷹子	就任後開催された取締役会16回全てに出席、また就任後開催された監査等委員会11回全てに出席いたしました。出席した会議において、弁護士としての専門的見地から適切な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47,300千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬額について、監査等委員会は取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けただうで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況を確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、同意しております。

③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に該当すると判断した場合に、監査等委員全員の同意によって解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、又は会計監査人による適正な職務の遂行が困難と認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

# 連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>12,505,669</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,998,293</b>
現金及び預金	4,108,259	買掛金	2,057,500
受取手形	41,119	電子記録債務	927,572
売掛金	4,520,190	1年内償還予定の社債	30,000
電子記録債権	1,698,818	1年内返済予定の長期借入金	803,570
契約資産	190,384	未払金	513,206
商品及び製品	199,397	未払法人税等	284,256
原材料及び貯蔵品	938,346	未払消費税等	306,296
仕掛品	209,793	契約負債	1,190,487
その他	600,001	賞与引当金	546,178
貸倒引当金	△643	役員賞与引当金	15,030
<b>固定資産</b>	<b>5,120,561</b>	資産除去債務	12,632
<b>有形固定資産</b>	<b>854,696</b>	その他	311,562
建物	341,884	<b>固定負債</b>	<b>1,530,609</b>
建物附属設備	412,200	社債	75,000
その他	100,611	長期借入金	680,892
<b>無形固定資産</b>	<b>1,847,422</b>	役員退職慰労引当金	47,410
のれん	1,779,769	退職給付に係る負債	155,844
その他	67,652	資産除去債務	467,411
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,418,442</b>	その他	104,050
投資有価証券	1,220,971	<b>負債合計</b>	<b>8,528,903</b>
繰延税金資産	297,708	<b>(純資産の部)</b>	
退職給付に係る資産	204,967	株主資本	8,517,322
その他	695,200	資本金	2,091,897
貸倒引当金	△405	資本剰余金	3,667,601
<b>繰延資産</b>	<b>1,322</b>	利益剰余金	3,075,602
<b>資産合計</b>	<b>17,627,554</b>	自己株式	△317,778
		その他の包括利益累計額	69,785
		その他有価証券評価差額金	139,846
		退職給付に係る調整累計額	△70,060
		新株予約権	40,677
		非支配株主持分	470,865
		<b>純資産合計</b>	<b>9,098,650</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>17,627,554</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	28,491,409
売上原価	21,556,215
販売費及び一般管理費	6,935,194
営業外収益	5,225,396
受取利息及び配当金	21,938
投資事業組合運用益	3,898
補助金収入	6,901
保険解約返戻金	43,744
その他	4,704
営業外費用	81,185
支払利息	8,169
支払手数料	726
為替差	4,302
その他	3,024
特別利益	16,222
投資有価証券売却益	32,205
関係会社株の売却益	256,568
その他	14,138
特別損失	302,912
固定資産除却損	6,261
投資有価証券評価損	138,980
税金等調整前当期純利益	145,241
法人税、住民税及び事業税	804,124
法人税等調整額	31,229
当期純利益	1,932,430
非支配株主に帰属する当期純利益	835,353
親会社株主に帰属する当期純利益	1,097,077
	88,864
	<b>1,008,213</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,091,110	流動負債	1,911,458
現金及び預金	2,825,306	1年内返済予定の長期借入金	748,070
営業未収入金	120,193	未払金	36,743
前払費用	39,397	未払費用	10,210
未収入金	39,895	未払法人税等	10,266
その他	66,316	未払消費税等	26,247
固定資産	7,069,885	預り金	8,773
有形固定資産	95,869	関係会社預り金	1,057,477
建物附属設備	89,121	賞与引当金	4,008
工具、器具及び備品	6,747	役員賞与引当金	7,612
無形固定資産	8,901	その他の	2,048
ソフトウェア	8,901	固定負債	826,458
投資その他の資産	6,965,114	長期借入金	642,892
投資有価証券	1,019,920	繰延税金負債	49,191
関係会社株式	5,600,009	退職給付引当金	11,227
長期貸付金	85,385	資産除去債務	55,373
前払年金費用	13,732	その他の	67,775
敷金及び保証金	244,823	負債合計	2,737,917
その他	1,242	(純資産の部)	
資産合計	10,160,995	株主資本	7,231,683
		資本金	2,091,897
		資本剰余金	3,678,489
		資本準備金	3,527,532
		その他資本剰余金	150,956
		利益剰余金	1,779,074
		その他利益剰余金	1,779,074
		繰越利益剰余金	1,779,074
		自己株式	△317,778
		評価・換算差額等	150,717
		その他有価証券評価差額金	150,717
		新株予約権	40,677
		純資産合計	7,423,077
		負債純資産合計	10,160,995

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	1,587,256
営業費用	703,357
営業利益	883,898
営業外収益	
受取利息及び配当金	20,401
投資事業組合運用益	3,898
その他	341
営業外費用	
支払利息	6,896
支払手数料	723
経常利益	900,919
特別利益	
投資有価証券売却益	32,205
関係会社株式売却益	223,811
その他	14,138
特別損失	
投資有価証券評価損	120,728
税引前当期純利益	1,050,346
法人税、住民税及び事業税	179,676
法人税等調整額	△3,052
当期純利益	873,721

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年11月15日

ＰＣＩホールディングス株式会社  
取締役会 御中

#### 三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 増 田 涼 恵

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 森 田 聡

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ＰＣＩホールディングス株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＰＣＩホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年11月15日

ＰＣＩホールディングス株式会社  
取締役会 御中

#### 三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 増 田 涼 恵

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 森 田 聡

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ＰＣＩホールディングス株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月15日

PCIホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 太平博一 ㊟

監査等委員 高原明子 ㊟

監査等委員 野村昌弘 ㊟

監査等委員 坂栄鷹子 ㊟

(注) 監査等委員太平博一、高原明子、野村昌弘及び坂栄鷹子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



## 第19回定時株主総会 会場ご案内図

- 【会場】 〒104-0031  
東京都中央区京橋2丁目1番3号 京橋トラストタワー4階  
トラストシティ カンファレンス・京橋  
※ 会場へは中央通り側ビル正面エントランスホールより  
ホテル「コートヤード・バイ・マリオット 東京ステーション」の  
エレベータでフロントのフロア（4階）までお進みください。  
（オフィス棟エレベータでは、会場階に停止いたしません。）
- 【最寄駅】 東京メトロ銀座線 京橋駅 7番出口より 徒歩1分  
JR 東京駅 八重洲南口より 徒歩4分
- 【会場連絡先】 TEL 03-5221-8079
- 【お願い】 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください  
ますようお願い申し上げます。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。